



平成30年1月9日

各位

会社名 株式会社東栄リーフライン  
代表者名 代表取締役社長 河合 弘文  
(コード番号: 9133 JASDAQ)  
問い合わせ先 総務部部長 芝田 圭司  
(TEL. 03-5476-2085)

**株主による臨時株主総会の招集請求  
及び当該請求に対する当社対応に関するお知らせ**

当社は、当社株主であるジェットエイト株式会社、西まりやん氏及び西將弘氏（以下「本株主」と総称します。）より、臨時株主総会の招集請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面を平成30年1月4日に受領し、これを受けて、本日開催の取締役会において、本請求に対する当社方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本請求は、本株主から平成29年12月11日に受領した臨時株主総会の招集請求に関する書面に記載された臨時株主総会の招集請求や当該臨時株主総会に係る総会の目的事項を変更したり、取り下げるものではないとのことです。

記

1. 本請求をした者

- (1) ジェットエイト株式会社  
(東京都文京区本駒込五丁目28番7号 代表取締役 西將弘)
- (2) 西まりやん氏
- (3) 西將弘氏

本株主は、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主であります。

2. 本請求の内容

- (1) 株主総会の目的たる事項  
定款一部変更の件（当社定款第44条の削除）
- (2) 招集の理由（要旨）  
剰余金の配当に関して、配当の実施、および、配当金の金額などを株主総会決議で決定可能な状態に戻すため、当社の定款第44条を削除する定款変更を行うことを株主総会にて問う、とされています。

3. 本請求への対応方針

本請求について慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、機動的な配当政策及び資本政策を可能とするべく、当社定款第44条を削除しないことが望ましいと判断し、当社が本請求に基づく臨時株主総会の招集手続をとることの決議は否決されましたので、当社は、臨時株主総会の招集をいたしません。

なお、会社法297条4項において、本規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、又は本規定による請求があった日から8週間以内の日を株主総会の開催日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合、本規定による請求を行った株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集できる旨が定められております。

以上